

様式任意（第48条、第52条、第89条、第93条、第133条、第137条、第167条、第171条、第201条関係）

（記載例）

（移動式クレーン）
休止報告書

種類及び型式	ホイールクレーン KR 25HV 油圧式	つり上げ荷重 又は積載荷重	25.0 t
設置地	福島県福島市霞町1-46		
事業の名称	福島労働株式会社		
検査証番号	福第号	製造検査又は使用検査の刻印番号	福
有効期間	自平成17年3月1日～至平成19年2月28日		
休止期間	自 年 月 日～至 年 月 日		
廃止年月日	平成19年2月1日		
休止又は廃止の理由	海外に売却したため		

平成19年2月15日

住所 福島県福島市霞町1-46
申請者 氏名 代表取締役 福島太郎

福島労働局長
労働基準監督署長 殿

備考

- 1 表題の（ ）内には、クレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター又は建設用リフトの別を記入すること。
- 2 表題の休止及び廃止のうち、該当しない文字は、抹消すること。
- 3 「製造検査又は使用検査の刻印番号」の欄は、移動式クレーンの場合に記入すること。
- 4 「有効期間」の欄には、検査証に記載されている最後の有効期間を記入すること。
- 5 「休止期間」の欄は休止の場合に、「廃止年月日」の欄は廃止の場合に記入すること。
- 6 申請あて先は、移動式クレーンにあっては当該移動式クレーン検査証を交付した都道府県労働局長、その他にあっては所轄労働基準監督署長とすること。
- 7 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
- 8 報告の際は、検査証を添付すること。